

第 2 0 7 回 北海道地方交通審議会船員部会 議事概要

開催年月日 令和 8 年 1 月 2 3 日（金）

開催場所 札幌第二合同庁舎（6 階会議室）

□議 題□

1. 審議事項

（1）船員に関する特定最低賃金の改正（案）について

2. 報告事項

（1）管内船員職業安定業務取扱状況（令和 7 年 1 2 月分）について

3. その他

（1）情報交換

（2）次回の船員部会開催日について

□議事概要□

1. 審議事項

- ・審議に先立ち、最低賃金専門部会（3 業種）審議結果について、各専門部会長から報告があった。
- ・専門部会における審議結果に基づき、事務局より、船員に関する特定最低賃金の改正について、船員部会長から北海道地方交通審議会会長へ報告する案の提案がなされ、原案のとおり決議された。
- ・案の概要は、北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金について、職員 A「2 6 7, 9 5 0 円」を「2 7 8, 8 0 0 円」に、職員 B「2 5 1, 5 0 0 円」を「2 6 2, 3 5 0 円」に、部員 A「2 0 9, 4 0 0 円」を「2 2 0, 2 5 0 円」に、部員 B「2 0 0, 2 0 0 円」を「2 1 1, 0 5 0 円」に
北海道海上旅客運送業最低賃金について、職員「2 6 3, 8 0 0 円」を「2 7 2, 3 0 0 円」に、部員「2 0 2, 9 5 0 円」を「2 1 1, 4 5 0 円」に
北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金について、一人歩船員「2 1 6, 5 0 0 円」を「2 2 6, 5 0 0 円」に
それぞれ改正することが適当であるとの結論を得た旨、報告するとの内容であった。
- ・事務局より、船員部会で決議された内容が北海道地方交通審議会に報告され、その後、北海道地方交通審議会会長から北海道運輸局長へ答申されることをはじめ、今後の効力発生までの手続について、説明があった。

2. 報告事項

- ・事務局より、管内船員職業安定業務取扱状況（令和 7 年 1 2 月分）について、新規求人数 1 9 名・新規求職者数 4 名・成立 0 名であったことなどの報告があった。
- ・労働者委員より、新規求職者の希望船種及び退職理由についての質問があり、事務局より海のハローワークネットシステムによる求職のため不明である旨の回答があった。

3. その他

- ・事務局より、かねてより発言のあった、GMDSS に対応した船舶に係る通信長の兼務の手続きの取扱について報告があった。
- ・労働者委員より、特殊な雇入れの場合は指定市町村ではなく、運輸局・支局での対応をするよう要望があった。
- ・事務局より、改正船員法に基づく基本訓練についての情報提供があった。
- ・事務局より、次回の船員部会は令和 8 年 2 月 2 0 日（金）1 3 時 3 0 分より、開催する予定であると連絡があった。

以 上

北海道運輸局海事振興部船員労政課